

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和6年度

株式会社MIRATZ
ミラッツ相模原保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ミラツ相模原保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	瀬川 舞美
定員(利用人数):	65名
所在地:	〒252-0239 神奈川県相模原市中央区中央4-5-3-1 2F
TEL/FAX:	042-768-7454
ホームページ:	https://www.miratz.jp/operation/?id=1561470927-750882
開設年月日:	2020年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社MIRATZ

職員数	常勤/非常勤	常勤: 14名	非常勤: 10名
	専門職員(名称)	園長:1名 主任:1名 保育士:17名 栄養士:2名 保育補助:1名 調理補助:1名 用務員:1名	

施設状況

保育室: 6室	トイレ: 6か所
調理室: 26.01㎡	事務室: 17.00㎡
園庭:なし	

③理念・基本方針

<p>■Vision(ありたい姿)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で最も貢献する組織 ・職員が最も輝ける組織 ・地域で最も愛される組織 <p>■Value(行動規範)</p> <p><見守り></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の発達(年齢/個性)を理解した上で見守りすることで、子どもの主体性が育つ保育を展開する <p><手を貸す></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが達成感を味わえるような配慮をした上で手を貸すことで、子どもの主体性が育つ保育を展開する ・危険を伴う行為などには手を出して安全を確保する <p><褒め方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが褒められたことにより次の活動意欲や成長に繋がるような言葉かけ、関わりをする ・結果だけではなく、チャレンジした過程/プロセスも褒める/大切にす <p><叱り方></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他児に対して危害(暴力/言葉含む)を加えた時、危険な行為をした時は、きちんと叱る ・叱る際は、理由とともに、わかりやすい言葉で冷静に伝える <p><やってはいけないこと></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対して感情的に怒ること ・子どもを交換条件で動かそうとすること(～しないと、～できない 等) ・子どもにレッテルを貼ること <p>■保育の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来の希望に向かって発展・向上する明るい元気な子どもを育む ・心豊かなエコ環境と優しい地域社会に生き生きと共生する子どもを育む ・みんなを親しみ愛し、太陽のように暖かい心を持った子どもを育む <p>■保育の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な環境の中で、一人ひとりの育ちに寄り添い、豊かな愛情を持って応答的に接する ・様々な経験を通して、豊かな感性を育む ・家庭との連携を大切にし、子どもの成長を共に見守る <p>《保育目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身ともに健康で思いやる心を持つ子 ・のびのびと自己表現できる子 ・目標にむかって自ら考え行動できる子
--

④施設・事業所の特徴的な取組

当園は園庭はありませんが、園前に柵つきのテラスがあり、そこに固定遊具を設置し乳児は戸外あそびを楽しめます。夏にはプールを設置し水遊びも楽しめます。天気の良い日は近隣の公園にお散歩に出かけます。近くにはたくさん公園があり、自然に触れながら戸外遊びを楽しんでいます。

体操教室・・・自社の体操教室の講師が月1回来園し、指導を行います。無理なく楽しく参加し「転んでも怪我をしない体づくり」を目標にしています。

食育活動への取組み・・・あまり大々的に行うのではなく、日頃、家庭でお母さんが一緒にお手伝いする様な感じで気軽に行えるように取り組んでいます。乳児クラスは、玉ねぎの皮むき・キャベツちぎり・白菜ちぎりなど、幼児クラスは、クッキングとしてクッキーの型抜きや汁物づくりも行います。また、夏の時期には育てやすい野菜を子ども達と選り、苗を購入するところから体験しています。

異年齢児保育・・・幼児クラスでは毎年9月ころより、週1回異年齢児保育を行っています。年下の子を思いやる心、大人だけでなく、子ども達同士で頼りあい助けてもらえるような体験を通し、交流を深めながら活動を進めています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和 6年 5月 21日

訪問調査日:令和 6年 11月 22日

評価結果確定日:令和 7年 2月 6日

受審回数(前回の時期)

0回(前回: 年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)子どもの主体性を大切にした保育

遊びや食事の時間などの目安は設けていますが、切り替えは子ども主体となっています。幼児の食事では一人ひとりが食べる量を自身で決められるバイキング形式を取り入れています。自分で食席を決めて、コップにお茶をつぐ取組を行っています。遊びの内容も子ども自身が決めて、興味があることに真剣に取り組めるよう配慮しています。職員は一人ひとりの子どもの興味がある遊びをよく理解しており、玩具を手作りしたり入れ替えを行ったり工夫を凝らしています。

2)子どもの人権に配慮し、自己肯定感を持てるように支援をしています

園では、子どもの言動を肯定的に受け止め、子どもが自己肯定感を育み主体的に活動し自分で考える力を育めるように職員は支援をしています。例えば、子ども同士のトラブルが起きた時は双方の気持ちを肯定的に受け止め、子どもが〇〇したかったという気持ちを職員に伝えられるように信頼関係を構築しています。大人の思いや、条件ではなく、子どもの視点に立った対応を心がけ、一人ひとりの人権に配慮しています。

3)異年齢の交流等を通じて子どもの育とうとする力を見守っています

園の特徴として、異年齢保育・外部講師を招いた体操教室を日々の保育の中で無理なく実施しています。幼児クラスの週1回の異年齢保育では、年上の子どもが小さい子どものお世話をし、小さい子は憧れの気持ちから意欲が芽生え、さらに仲間同士の助け合いの気持ちも育んでいます。また、体操教室では「転んでも怪我をしない体づくり」を目標にしており、地域の子どもの参加も可能です。そして子ども達の、園以外の異年齢の友達との交流の機会にもなっています。

4)実習生、ボランティアの受入れマニュアルの整備が期待されます

ちょうどコロナ禍での開園で実習生、ボランティアの受入れが難しい状況でしたが、現在は調理の実習生、中学生の職場体験などを受け入れています。今後は、保育実習生やボランティアの受入れをすることで、子ども達の様々な成長に結びつくことが期待されます。実習生受入れマニュアルの見直しと共に、ボランティア受入れの基本姿勢を明示したマニュアルの作成が望まれます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

今年度開園5年目となり、初めて第三者評価を受審させていただきました。
受審するにあたり、全職員で運営方針・理念を話し合いながら再確認すると
今後の課題・問題点が明確となり、改善していく良い機会となりました。
また、日頃当たり前に行っている事で良い評価をいただき、園で行っている保育の
答え合わせができた様で、職員のモチベーションアップにもつながりました。

今回の結果をふまえて、より一層質の高い保育を提供できるように努め、
子ども達・保護者様にとって安心いただける保育園でありたいと思います。

お忙しい中アンケートにご協力いただきました保護者の皆様、
園の保育を評価していただいた評価機関の皆様、ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」の
とおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

法人理念であるM(使命)V(ありたい姿)V(行動規範)を3つの柱を事務所に掲示し、法人理念に沿った園の保育理念は園のリーフレットに記載しています。3つの柱は事務所に掲示し、年度末の会議で確認しています。また、理念に沿った保育の実施しているか個々の自己評価、園長面接等で確認し、日々の保育に生かせるように努めています。保護者には、入園時の説明会、懇談会、保護者参観、個人面談で園理念に沿った園の保育についてかみ砕いて説明し、理解を得られるようにしています。今後園では、保護者に理念、基本方針がどの程度浸透しているかアンケートを実施して確認する事を検討しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 - イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 - ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 - エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

園長は法人内の園長会や、相模原市の園長会で地域の社会福祉事業の動向を把握しています。相模原市の第5期地域福祉計画(令和6年度～令和11年度)を把握し、地域の状況を捉え中長期計画に地域貢献活動として、保育の専門性を地域に提供し、子育て家庭の支援を取り入れる事を掲げています。園では一時保育の需要が多く、保育を工夫してできるだけニーズに応えられるように努めています。保育のコスト分析や利用者の推移に関しては、毎月法人と園とで共有して運営に生かしています。

第三者評価結果

3

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人からの園全体としての課題、問題点の具体的な内容は法人の役員間で共有して、これらの内容は毎月の園長会でも共有しています。園長は、園の状況に応じて全体会議、リーダー層職員に周知し、内容は会議録に収め、全職員が閲覧していますが職員への課題浸透率は薄いと感じています。現在は、職員一人ひとりの保育力の向上、職員定着を目指し、今年度の事業計画に、職員個人の質の向上・保育実践により保育の質の向上・躍進、リーダーは次の職務を見据えた業務を行えるようにする事を目標としています。そして、中長期計画に人材育成制度の構築、体系的なプログラムの構築を重点事項として取り上げ、今年度の具体的な取組として市、外郭団体、企業・保育園内での研修の実施を計画しています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
---	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
 - イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
 - ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
 - エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人の基本理念に沿った歩むべき方向を示すために、園は独自に2024～2028年の中期(3年)・長期(5年)計画を作成しています。重点事項として・保育園としての対応とガバナンスの推進・事業所における設備整備等・人材の育成と確保・地域貢献・防災対策・積極的な情報公開と透明性の確保の6つを柱として具体的な取組、方向性を示しています。年次ごとに達成度を確認し、事業報告の達成度を振り返り、年度への事業計画に具体的な数値、取組を表しています。中長期計画は、半期に1度見直しをしています。緊急の重要課題が出た場合は状況に応じた見直しをしています。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

中長期計画に沿った、単年度の事業計画は経営理念と保育理念を基に、地域や時代のニーズに即した福祉動向を分析しています。前年度の振り返りをして、子どもの人数の推移などを具体的な数値で示し、保育、園運営の課題を確認して、課題に対しての方策を示しています。また、法人に提出する園長個人のキャリアビジョンシートにも具体的な対策、実行方法を記載しています。そして単年度の計画を基に、保育内容・職員育成・子育て支援・安全管理を柱に研修計画、行事計画、食育・保険・避難訓練・不審者訓練・地域貢献の年間計画を作成して、園として具体的に取り組む方向性を明らかにして、職員にも周知しています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は年度末の職員会で職員の意見を聞く機会を設け、汲み上げた意見を反映し、園長と主任が協議し作成しています。作成した事業計画は職員会議で周知し、職員全員で園運営への意識が持てるように各月の職員会議でも話をしています。事業計画は年度末、3月には作成できるように、定期的な会議や日々の振り返り等を通じて実施状況を確認して次年度の計画に反映できるようにしています。職員の保育に関する行事等に対する周知度だけでなく、事業計画全体の理解を深められるように取り組み方を検討中です。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
- イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

保護者には年度初めに開催する保護者会で、年間での園の事業計画や取組を伝え、年2回の運営委員会でも園の事業計画について話をして保護者の理解につなげています。園生活のしおり、重要事項説明書に年間行事計画を含めた主な事業計画を記載しています。保護者には、連絡帳アプリや送迎時のコミュニケーション、写真と文章で活動内容を記録したドキュメンテーション、SNSなどを通じて、保育内容の取組について分かりやすく説明しています。年間行事予定には保護者参加の行事には色をつけ、保護者の参加を促しています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 - ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

毎日行っているクラスミーティングや、定期的に行われる職員会議など、その都度課題を抽出して検討し対応しています。保育の内容に関しては、各指導計画に評価反省の欄を設け、園長、主任が確認をして課題を次の計画に反映できるようにPDCAサイクルで業務改善を継続しています。また第三者評価は今年度が初めての受審ですが、全職員が園の自己評価を行っています。さらに職員個人は4月に目標設定し、園長作成の保育・運営に係る8項目からなる自己評価をもって、園長面談にて自身の保育の振り返りをして次年度の目標につなげています。

第三者評価結果

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

園の自己評価や保護者アンケートの結果で明らかになった課題は、園長が分析、検討し課題と改善案を会議で周知し会議録として全職員で共有しています。会議で明らかになった課題は園全体で改善に向け取り組み、さらに職員の自己評価やケース会議で出た課題について定期的に改善に取り組んでいます。園独自の保育(体操教室・食育)の展開、子どもの主体性を大切にすることを事業計画に取り入れ、子どもの興味や関心、成長に合わせた配置の工夫や空間設定など環境構成や、年齢に見合った玩具などについての研修を予定し、子どもの主体性が発揮できるように取り組んでいます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長の自らの責任と権限について、運営規程に明示しています。そして、職員には、運営規程、緊急時対応マニュアル等で、園業務のすべての責任者が園長である事を、周知し、認識しています。さらに、有事における役割と責任及び園長不在時の指揮権順位、委譲についてはフローチャート、緊急時対応マニュアルにより、全職員に確認しています。保護者には、運営規程、重要事項説明書を玄関に置き園長、主任や各職員の業務詳細を伝えています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は遵守すべき法令に則った運営管理規程と、法人から園の出納担当者として任命され、取引業者、行政関係者と適正な関係を保っています。園長は法人の管理職員研修やキャリアアップ研修等に参加し、研修後は職員へ研修報告を行い情報提供しています。また、安全、衛生、危機管理に関する外部研修を受講し職員に周知しています。不適切保育についての資料を作成し、園長は職員が無意識に不適切な保育をしていないか確認しています。年度末会議にて、園内での防止策を職員と共に考え注意喚起して、子どもの人権に配慮した保育を行い、利用者の安全と信頼の構築をしています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
 b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
 エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、主任、副主任と連携して保育の現場をラウンドし、各指導計画や保育日誌の振り返りも確認しています。そして、保育に関する課題を把握して、必要に応じて全体、個別にアドバイスをしています。園長は定期的な職員会議や、ケース会議を通じて職員に保育の質の向上につながるよう職員との意見交換を行っています。また、年2回の園長との面談では、職員自身の目標達成状況などを確認し、目的や園の要望に沿った研修を紹介するなどして、一人ひとりの保育の質の向上が望めるように指導しています。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
 b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

法人の経営状況も踏まえ、園長が自園の労務・財務分析し、職員の経験値、能力を考慮して適正な職員配置を検討しています。職員の働きやすい職場にするために、職員からの意向、要望等を面談で聞き取り、経営の改善や業務の実効性の向上に取り組んでいます。園では、ロボット掃除機を導入し、職員の負担軽減や時間の有効活用に役立てています。主任、副主任以外にも、各クラスのリーダー、調理リーダー、地域貢献リーダーを設け、多角的に園運営の在り方について検証する事で、改善点を見つけ、より良い保育環境になるように努めています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

必要な福祉人材や人員体制については法人が計画し、法人ホームページに正規職員、パート職員の採用情報のページを設けています。そこには、必要な人材を広く募集できるよう勤務地や募集職種などわかりやすく記載し、また現在働いている職員からのメッセージも記載しています。また、育成校や職員からの紹介などで人材確保につなげています。保育の質の向上に向けたキャリアアップ研修を受講できるように、職員に研修受講を促しています。園では今後、より新人教育に力を入れるために、新卒職員の求人、園内での職員育成を充実させていきたいと考えています。入職後は、新人研修を実施して副主任が基本的な園のルールを伝えています。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

法人の掲げているMission(使命)、Vision(ありたい姿)、Value(行動規範)に「求める職員像」を明確にしています。法人の就業規則の中には(採用、異動、勤務、服務、給与)などの人事基準を定めており、入職時に職員に周知しています。職員は年度初めに自身の目標設定を定め、年2回の園長面談時に達成度を確認して、人事基準に基づき、人事考課表を使って人事考課を実施しています。そして、保育実践、職務に関する成果や貢献度を評価して、時期の業務意向についても確認し、個々の人材育成計画につなげています。キャリアパスに関しては、職員が自ら将来の姿を描くことができるよう、役割の定義を含め法人と調整しています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は職務分担表において、保育全般の掌握と指導の責任者と位置付けています。職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータは勤怠システムで管理しています。園長はデータを定期的に確認し、主任は、有給休暇取得の日数や土曜日の出勤日数が職員間で同程度になるようにシフトを調整しています。園長は日々のコミュニケーションの中で悩みなどを把握し、年3回の個別面談を行い職員の要望を聞き取り、働きやすい職場になるように努めています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

経験年数などにより必要とされる専門技術や研修内容を明確にした法人の人材育成計画があります。人事考課表に基づいて、職員は年度初めに個々の目標を設定しています。園長は目標設定時、中間面接で進捗状況を確認し、達成度によって課題・助言をしています。職員は年度末に自己評価を行い、園長との面談では目標達成度を評価・反省するとともに、園長からのアドバイスを受けて、次年度の計画に反映しています。

第三者評価結果

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

法人の掲げているMission(使命)、Vision(ありたい姿)、Value(行動規範)に「求める職員像」を明確にしています。法人の人材育成計画があり、キャリアパスにもとづき、階層別に必要とされる専門技術や研修内容を明示しています。また園の職員ルール及び保育業務マニュアルに、望ましい保育者としての資質や態度について明記し、法人理念に沿った保育が実施できる人材の姿を明文化しています。園長、主任が職員の経験、役職、階層に応じた職員研修計画を作成しています。園内研修は主任主導で救急救命、衛生に関する研修を継続的に行い、感染症など緊急性があるものについては、状況を園長、主任が把握して迅速に研修を実施しています。研修内容について記録の確認など、職員間で共通理解を図っています。また、年度末には研修計画の見直しをして、次年度の計画に反映しています。

第三者評価結果

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 b)職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 c)職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なO J Tが適切に行われている。
 ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長は職員個々の知識や専門資格の取得状況を把握しており、処遇改善加算Ⅱを受けるためのキャリアアップ研修受講に関しては、毎年その修了状況を更新して管理しています。園長は、毎日保育の現場を見て回り個々の保育に係る現状を把握し、個別の面談、自己評価なども確認しています。職員が興味のある研修への参加を勧め、外部研修の冊子で情報を回覧して職員が希望する研修に参加できるようにシフトを調整するなど、幅広く教育・研修に参加できるように配慮しています。新人の育成担当は主任で日々の業務の中でOJTを行っています。園内研修は非常勤職員も参加して、日常の保育に生かせるように取り組んでいます。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 b)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 c)実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

園では、中長期計画の地域における公益的取組(実習生及び、ボランティアの育成と活動支援)を挙げ、栄養士、保育士実習生の受入れができる体制があります。養成校には受入れができる事を知らせ、栄養士の実習生は3年間連続して受入れをしています。コロナ禍に開園ということもあり、保育実習生の受入れがまだありません。実習生を受け入れたときの実習のルール等を伝えるオリエンテーションを設けることは決まっていますが、実習生の指導者養成の育成プログラムが未完成です。今後の受入れを視野に入れたマニュアルの作成を検討しています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

a

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

法人のホームページMission/Vision/value、全園共通の保育理念、基本方針、保育目標等を掲げています。さらに、第三者評価受審、苦情解決体制、個人情報保護について公開しています。園内では、玄関に事業報告書を置き、重要事項説明書に相談・苦情への対応方法について記載し、相談・苦情受付担当者、相談・苦情解決責任者、第三者委員の連絡先を明記しています。園に寄せられた苦情や相談の内容については改善・対応の状況をホームページ上で公表し、園内では運営委員会で報告、保護者への配信とともに次年度の事業計画に反映するように取り組んでいます。地域貢献リーダーが中心となり、地域貢献の活動のポスターを近隣児童館、スーパーに掲示し、散歩の時にはチラシを配布しています。

22

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

園における適正な運営、経理処理のため、運営管理規程、経理規程を整備しています。園運営規程に職務分掌と権限・責任を明記し、職員に周知しています。また財務面では経理規程に基づき、小口現金などの管理・会計面の確認を園長が主任とダブルチェックを行い、毎月、月末に数字の残高など法人に会計報告を行っています。法人では外部の会計監査人による財務管理指導、監査支援等を実施し、その結果や指摘事項にもとづいて経営改善を行っています。園は今後もサービスの向上につながるよう、園における自己点検評価活動を定期的に行う事、ホームページを積極的に活用して、事業経営の状況を開示していくことを検討しています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>
 法人の掲げているMission(使命)、Vision(ありたい姿)、Value(行動規範)に使命として、地域の子育て家庭をサポートすること、ありたい姿を地域で愛される組織であることを掲げています。また、園の特色として「地域に根差した保育をめざす」とあり、地域貢献年間計画予定表を作成し、参加できる行事を園外にポスター掲示しています。夏祭りへの招待や、育児相談、保育所体験などを実施しています。地域の高齢者との交流の中で伝承遊びを知る機会になっています。また、保護者には園内に保護者に向けての発達支援などの相談機関のお知らせを、手に取れるように用意しています。

第三者評価結果

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>
 地域貢献に力を入れている園の取組として、市の就職支援課を通じてボランティアの受入れをしています。重要事項説明書には地域の育児支援として、小中高生の育児体験受入れの記載があり、今年度は中学生の職場体験を受け入れました。子ども達も園職員以外とのふれあいを楽しんで、コミュニケーションの力を育んでいます。職場体験の学生の受入れの時には、事前にオリエンテーションをして、個人情報、守秘義務、また子どもと触れ合う時の配慮事項などを伝えています。受入れのための必要書類は整備され、受入れ態勢を整えるだけでなく、受入れマニュアルの基本姿勢を明文化することが望まれます。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

園長は、相模原市園長会、幼保小連携事業に参加し、地域の共通の課題について話し合っています。園の事務所内には、周辺医一覧、医療機関・行政窓口リスト、学校、緊急連絡先などの地域の社会資源をリスト化し、子どもや保護者の状況に対応できるよう職員間で情報の共有化を図っていますが、一覧表として作成には至っていません。発達が気になる子どもは、巡回相談で得た対応法などをケース会議で職員間に共有して、子どもが安心して過ごせる環境になるように工夫しています。見守りが必要な子どもや保護者については、その子どもが関わると専門機関と連携を取って園全体で対応できるように努めています。園長、主任、副主任が支援コーディネーター資格を取得して、必要に応じて保護者への対応をしています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
 - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 - イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

法人の園長会や定例会、相模原市園長会、幼保小連携事業に参加し、情報交換や地域の福祉ニーズ、生活課題の把握に努めています。地域の課題などについては、園の保護者、ビルのオーナーから情報を得て、身近な地域の園に対するニーズの把握に努めています。園では、育児相談・保育所体験・給食試食会など、園の専門性を地域の子育て世代に提供して、保護者が悩みで孤立しないよう地域貢献に努めています。また、一時保育も園職員の体制を整えて、安全に子どもを受け入れる事ができる日に実施しています。

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

地域の子育てを支援するため、随時の育児相談・保育所体験、子育ての悩みなど地域の子育て世代に必要な情報を提供し、園行事にも地域の人の参加ができるようにしています。そして、園に集った方から地域の情報の把握に努めています。事業計画の(子育て支援)には、地域の子育て環境を把握する、地域の方参加イベントを企画し、地域の“孤育て家庭”を援助することを明示しています。相模原市では災害時の協力体制について「自主的に可能な範囲で協力すること」としています。園の設置条件などを考慮すると、まず、日々身近に利用ができるように、子ども110番の家・AED設置のお知らせなど、地域に園を身近に感じてもらえる協力体制の取組を検討しています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

子どもを尊重した保育について重要事項説明書に児童福祉法に基づいた「提供する教育・保育の内容」を明記しています。園内や講師によるZOOM研修を行い、一人ひとりの職員が園で掲げている行動規範を理解し、実践につなげています。さらに、研修を受講した職員は園長に研修報告書を提出し、園長が職員の理解度を確認しています。全体の遊びから個々を大切にしたい保育を実践できるように子どもの思いや意見を考慮して、充実した生活が送れるようにスペースの確保や手作りおもちゃを提供しています。幼児のトイレのスリッパの色は、男の子だから、女の子だからという色の決めつけをせず自由に選べるようしています。入園時や保護者会などで、子どもの人権や互いを尊重する心について保育理念、保育方針やValue(行動指針)を含んだ話をして保護者の理解を図っています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

保育業務マニュアルに、人権、プライバシーに関する取組について記載があり、さらに「トイレ・おむつ替え」マニュアルにプライバシーについて配慮する具体的な取組を記載しています。教室内ではおむつ替え時に使用するパーテーションやロールスクリーンがあり、子供のプライバシーを守る工夫を行っています。日頃から子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知しています。職員から子どもたちに『プライベートゾーンてなあに？』という絵本を読み聞かせて伝えている様子をSNSで配信し、保護者にも保育の様子として周知を図っています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

法人ホームページには、法人の掲げているMission(使命)、Vision(ありたい姿)、Value(行動規範)とともに、全園共通保育理念を明示し、園のホームページは園の住所など基本情報を載せています。ホームページは写真、イラストを使い利用希望者にわかりやく情報を提供しています。また、園のパンフレットを地域のイベント時に配布し、市の子育て支援センターにも置いています。パンフレットはかさばらないようにコンパクトにしており、イラストを使用して一日の流れや年間行事などわかりやすく掲載しています。またパンフレットにSNSのQRコードを載せており、気軽に園の様子を見られるよう配慮しています。見学は随時受け付けており、SNSでの情報更新は適宜行っています。

第三者評価結果

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

b

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>
 保育の開始や変更時には重要事項説明書や園規則を使用して保護者へ説明しています。重要事項説明書に園側から説明を行ったこと、保護者側が説明を受け同意したことの同意書を得ています。入園前の個別面談を実施して、保護者の意向や就労状況を確認し、面談で得た情報を入園後の保育に生かせるように職員間で情報を共有しています。保護者から延長保育等の申し出があった際は申請書を提出を得て柔軟に対応しています。言葉の理解が困難な保護者には翻訳機能アプリを使用したり写真等で説明したり配慮しています。今後、説明する手順や内容をルール化し、明文化することが期待されます。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>
 保育園から幼稚園へ変更した子どもがいましたが引継ぎ書等は渡していません。今後、保育生活の継続に対して引継ぎや申し送りの手順、文書の内容等が定めることが期待されます。在園中の保護者に対する相談窓口は設置していましたが、園の利用が終了した子どもや保護者等が園に相談を希望した際の担当者や窓口の設置はしていません。卒園しても変わらず見守る支援の姿勢を伝えるためにも、その内容を明文化することが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
 イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
 エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
 オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

子どもの表情や会話等から満足度を確認しています。保護者からの意見は個別面談や懇談会等で聴取して記録に残しており、年度末や保護者参加行事後のアンケートで利用者満足調査を行っています。月1回の職員会議で行事の反省を行い、次回の行事に反映しています。検討運営委員会で聴取した意見を文書化し連絡帳アプリにてすべての保護者に配信して周知しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

園には、苦情対応要綱を定め、受付は主任、苦情解決責任者は園長が担当し、第三者委員として、市内保育園園長、市内高齢者施設施設長を設置して苦情解決体制を整備しています。入園に際して「重要事項説明書」で保護者に苦情解決体制を説明しています。保護者アンケートを実施し、保護者の意見、要望の把握に努めています。苦情内容は記録し、職員全体で共有を図り、法人でも情報共有しています。玄関に苦情解決の仕組みを掲示していますが、保護者への周知が十分ではありません。今後は、相模原市や「かながわ福祉サービス運営適正委員会」等の外部の窓口もあることを保護者に周知するなど、わかりやすく伝える工夫をしていきたいと考えています。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

重要事項説明書の中で保護者が相談や意見を述べやすいように「苦情解決の仕組み」がある事を説明しています。苦情の申し立ての方法として、面談、電話、文章などの方法があり、玄関に意見箱を設置しています。日頃の悩みや相談は、職員に直接伝えたり、連絡帳を介する事が多く、送迎時でも気軽に相談できる環境があります。相談や意見は園長、主任だけでなく担任等相談相手を自由に選べる事を伝えて、保護者との改まった面談の時は、相談者のプライバシーや気持ちに配慮して、落ち着いた面談出来るように事務室を利用しています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は、保護者とのコミュニケーションを大切にして、話のしやすい信頼関係を構築できるように努めています。意見箱や、連絡帳での申し出、年度末アンケートなどを通じて要望を把握して、職員会議等で情報を共有しています。保護者からの要望で、運動会の内容があり、園では種目、種類を増やして保護者の意向に対応しています。苦情解決マニュアルを整備し、保護者からの苦情に対応する基本姿勢、解決に向けた手順とその記録法について職員に周知しています。相談は対応した職員から、主任、園長とつなぎ迅速に対応をして、園運営に反映できるようにしています。すぐに結果が出ない場合は、申し出者に〇〇までと目途を伝え、現状を説明して理解を得られるように努めています。マニュアルは様々な状況に対応できるように事例がある時に見直し、確認をしています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

事故防止・対応マニュアルを整備して、事故発生時の対応、手順を明確にしています。また、日々の安全を確保するために、月1度、園長・主任がクラスごとに危険個所を確認し、危険個所チェックリストを作成しています。ヒヤリハットは毎月のケース会議等で副主任が中心となって振り返りをして危険個所への注意喚起を図り、事故予防に努めています。また、事故が起きてしまった時は事故報告書を作成し、危険個所、危険要因などを職員間で検討して再発防止に努めています。職員は、主任が中心になり、嘔吐処理の園内研修を実施し、AED、救急救命の研修を1年に1回受講して、子どもの安全の確保に力を入れています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症マニュアルを整備して、感染症拡大防止、発生時の対応などを園全体で周知しています。園長が最高責任者であり、園長・主任の指示系統を中心に全体の様子を把握し、それぞれの職務で遂行すべき事柄を明確にしています。職員は嘔吐処理の園内研修、さらに子ども自身にも咳エチケット、手洗い、うがいなどで健康管理を指導しています。感染症が発生した場合は、玄関扉にクラスと人数を掲示し、保健だよりでも感染症予防について保護者に注意喚起を促しています。保育室内は、空気清浄機や加湿器の設置と、部屋を閉め切りにしないなど換気にも配慮しています。感染症のマニュアルに関しては、行政からの指示など最新情報に従って随時見直し、最新の対応ができるように努めています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
 - b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
 - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害発生時対応マニュアルを整備して、それぞれの災害時の対応体制があります。園は、災害発生危険区域外ですが、大雨の時には道路に水が溢れる事もあるので、大雨、豪雨への対応を重視した避難訓練を実施しています。毎月、消防署、警察への通報訓練をし、年1度引き取り訓練を実施して、保護者も参加して連絡帳アプリでの確認、NTT災害伝ダイヤルの使い方を周知しています。園ではBCPを作成して、緊急時にはシフトを変更して開園できるようにしています。また災害用の備品を3日程度用意して、ローリングストックで給食室に管理して有事に備えています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

項目ごとに標準的な実施方法が適切に文書化し、一人ひとりの職員が理解し業務にあたっています。マニュアル「トイレ・おむつ替えについて」に子どものプライバシー保護や「Value(行動規範)」に権利擁護に関わる姿勢が明示しています。職員はマニュアルをいつでも確認することができ、子ども一人ひとりの発達や状況に応じた対応が行っています。業務の標準化を図るため、日々午睡チェック表を使い、マニュアルに沿った対応になるように心がけています。しかし、必要に応じて遊びや生活習慣の習得などは画一的ではなく個々の心身の成長に合わせた保育実践となるように取り組んでいます。

第三者評価結果

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

職員より、年に1回、園長が保育の標準的な実施方法の見直しを行っていますが、書面での改訂記録や検討会議議事録等がありません。定期的に検証・見直しを実施し、組織でその方法を定めることが期待されます。指導計画の内容に「一人ひとりの興味に目を向けていく」とあり、職員会議で検討後に翌月の目標を変更しています。配慮の必要な子に対して保護者の意見を反映して、目標を立てています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画はクラス担任が作成し、園長が確認しています。必要な際は園長がクラス担任に指導しています。アセスメントシートは身体、生活やコミュニケーションの項目があり、主任と副主任が確認しています。0～2歳児には個別指導計画を作成して、必要に応じて3歳児以上も個別の指導計画を作成しています。これら個別指導計画に保護者の意向を反映し、指導計画に基づいた保育の評価を行う仕組みを構築しています。支援困難ケースは市の巡回訪問が来園した時に相談したり、職員が支援コーディネーターの講習を受講したり、適切な保育の提供を行っています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>
 年間指導計画は、四半期ごとに、月間指導計画と週日案はそれぞれの期間終了時期に職員会議での話し合いを踏まえて評価と見直しを実施し、次期の計画作成に生かしています。指導計画の内容を緊急に変更する場合は、日々の職員連絡ノートに変更を赤入れで報告して情報を共有する仕組みになっています。指導計画の評価と見直しを行う際に、保育業務に関わるマニュアル類に反映すべき事項があった場合には、職員間で共有し、マニュアルの見直しにつなげています。また、子どもや保護者のニーズに沿った保育が提供できているかなどについて検証し、必要に応じてケース会議で改善策を話し合い、実践につなげています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 - b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 - c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>
 子どもの発達状況や生活状況等は成長の記録、児童家庭調査票に記録しています。個人指導計画に目標、保護者の配慮や家庭との連携を記載しています。週案や日誌はシステムに入力し職員間で共有しています。月案は園長が確認し、修正や指導を行っています。毎月、保育士だけでなく給食職員を含めた会議があり、共有すべき内容を伝達しています。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報保護基本規程に記録の保管、廃棄や第三者への提供についてを定めています。職員は入職時に個人情報の不適切な利用や漏えいについて説明を受け、誓約書に署名しています。入園前面談で保護者に対し個人情報について説明しています。また「ミラツツ相模原保育園 運営規程」に秘密の保持や記録の整備について明示しています。個人情報の管理責任者は園長で、紙ベースの個人情報を記載したものは、事務室のカギのかかる書庫で管理し、パソコンにはパスワードを設け個人情報の漏えい防止に努めています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、児童福祉法などの趣旨をとらえ、保育所の社会的責任や基本的原則・役割目標を明記しています。また、保育所保育指針に沿って、0歳児の「3つの視点」、1～5歳児の「5領域」に配慮して作成しています。全体的な計画は、園の保育理念、保育方針と保育目標に基づいて作成しており、子どもの発達過程を考慮して年齢ごとの保育目標を設定しています。また、ミラツツとしての特色である、縦割り保育、長時間保育、子育て支援、地域性を考慮した取組内容等を明記しています。全体的な計画の評価と見直しにあたっては、園長、主任が日々の職員の気づきを踏まえて行い、次年度に向けた全体的な計画の作成に反映しています。完成した全体的な計画は、職員全体に周知して、全体的な計画に基づき年齢ごとの年間指導計画、他各指導計画を作成しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
 - イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
 - ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
 - エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
 - オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
 - カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

室内は窓が大きく採光がとれており、温度・湿度計を使用し室温や換気に配慮しています。立地上、常に適切な湿度は保持しにくい環境ですが、「保育室の温度・湿度マニュアル」をもとに意識しています。職員間で振り分けを行い、玩具の消毒や室内機器などの定期的な清掃を行い清潔保持に努めています。また子どもたちが使用する布団は毎週持ち帰って保護者が洗濯します。子ども一人ひとりがくつろぎ落ち着ける環境設定や興味関心のある玩具の入れ替えを行う工夫をしています。乳児は室内で食事と睡眠の場所を分けています。幼児の食事はランチルームを使用し、睡眠は保育室でとるなど生活空間を分けています。乳児の手洗い場は洗いやすいように上がり台があり、蛇口補助具が設置されています。

第三者評価結果

A3	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

家庭と連携し、自宅での様子などを保護者から聴取し職員間で共有しています。職員は乳児と1対1の時間を作り対応しています。子ども一人ひとりの欲求を受け止め、無理強いすることなく子どもの意思を尊重した保育を行っています。玩具の取り合いがあった際は、似たものを提案したり他クラスへ代用を探しに行ったり、玩具を使っている子どもと交渉しています。子どもをせかしたり制止させたりする不適切な言葉を用いないよう園内に正しい言葉遣いの表が貼付され、意識した言葉遣いで子どもに接しています。Value(行動規範)に「理由とともに、わかりやすい言葉で冷静に伝える」と明記し、職員に周知しています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

手洗いは、子どもの手に消えるスタンプを押して手洗いをしています。乳児には、口頭で説明をしてスタンプが消えるよう手洗いを教えています。トイレの使い方は一人ひとりの発達状況に合わせて行っています。トイレで使用するスリッパをテープの囲いの中に置くことで自然に整頓ができるよう工夫しています。子どもの身長に合わせて食具の片づける場所を変えています。玩具や衣服の片づけでは、マークや写真を使用したり、収納箱の周りにカラーテープを貼り、しまう場所にも同じカラーテープを貼っていたり、視覚的にもわかりやすいように工夫しています。1日のスケジュールの中には散歩や昼寝の時間が設けられており、活動と休息が取り入れられています。

A5	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
 - ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
 - ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
 - コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

昼食は、設定された時間内に子どもが自ら遊びを切り上げて少人数ずつランチルームへ誘導するなど、主体性を大切にしています。ひと月分の戸外遊びや散歩報告書を作成し予定を立てています。散歩へ行った際には横断歩道の渡り方や地域の方へ挨拶などを行うなど社会的ルールを身に着けることができるよう配慮しています。また、2歳児より交通安全の講習に参加しています。年に2回程、地域の老人ホームを訪問し歌の披露、プレゼントや手紙を渡して交流を図っています。子どもたちが興味のある玩具で遊ぶことができるように職員の手作り玩具などを増やしています。また、様々な玩具で遊べるよう定期的に玩具の入れ替えを行っています。

A6	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

散歩車に乗って戸外に出たり、1歳時の部屋へ行ったりなど環境による刺激を受けられるように配慮しています。子どもの興味に合わせておもちゃの入れ替えや手作りおもちゃなどを用意し、飽きがこないよう工夫しています。床に鏡を貼ったり、袋に水を入れて触感遊びを提供したりしています。子ども一人ひとりに合わせて紙を破いたり風船を触ったり、指先を使った遊びを取り入れています。保護者とは年に1回の個人面談時や帰りのお迎え時に口頭や連絡帳などで連携を取っています。職員は子どもと目と目を合わせて触れ合い、おんぶや抱っこなどでスキンシップを大切にし情緒の安定が持てるよう配慮しています。子どもの成長過程に合わせて室内や活動の流れの変更を職員間で相談しながら改善を図っています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

おむつ替えの際にトイレに座りたい子どもや、食事の際にスプーンやフォークを持って自分で食べたいという子どもに対して自分でやってみようとする気持ちを尊重しています。戸外で職員と一緒に体を動かして遊び、生き物、草花や木の実など自然に触れ合う機会を設けています。夏の時期は、一人ひとりの子どもの健康に留意し、戸外で遊ぶ時間、室温調整や水分補給に配慮しています。自分の気持ちを上手く言葉にできずトラブルになることもありますが、職員は子ども同士の遊び、場所や玩具の取り合いなどを見守りつつアドバイスをしています。朝や夕方時間帯に異年齢との関わりを持てるように配慮しています。保護者と職員は子どもの園での様子と家庭での様子を伝え合い、着替えの配慮や子どもの成長や発達を喜びあうなど配慮しています。

A8	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

各クラスの部屋・玩具は担任が子ども一人ひとりの興味を把握し、発達状況に応じて好きなものを提供しています。3歳児クラスの机上遊びは、4歳児クラスへ移動して合同で保育を行っています。日々の生活を通して身の回りのことや遊びのルールを守るなどの基本的な生活習慣を身に付けています。4歳児クラスでは自分の体調が悪い際は自ら保育士に知らせています。自然などの身近なことに興味を持ち、縦割り保育などで遊びに取り入れています。5歳児クラスは生活の中で友だちと協力し、一つの物事をやり遂げようと頑張る姿を応援する保育を実施しています。ホワイトボードでその日の活動を視覚からも確認し、個人の引き出しや洋服を自分で見分けられるよう工夫を施しています。保育士は必要時に声かけや手助けをしています。保護者に各行事で子どもたちが協力して活動している様子をSNSや連絡帳アプリで発信しています。

A9	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

配慮を要する子どもの保護者と個別面談を行い、家庭と園の様子を共有しています。狭い空間や音、光が好きな子ども用にCDを壁に貼り付けて居心地の良い環境整備に配慮し、他の子どもたちとの交流の場にもなっています。全体的な計画に配慮児について「楽しい園生活を送れるような人員、環境を配置していく」と明記しています。キャリアアップやステップアップ研修「配慮を要する乳幼児の理解」などに参加した職員は、参加していない職員に研修報告書を回覧したり、園内研修にてフィードバックしています。重要事項説明書に提供する保育の内容として障害児保育の受入れについて明記していますが、保護者会などで障害のある子どもの保育に関する園の取組は敢えて伝えていません。市の巡回訪問でグレーゾーンの子どもの保育について相談したり、対象の子どもが通っている療育機関と連携し情報交換を行っています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

様々な種類の玩具や静と動の遊びを部屋別に配置するなどの取組を行っています。全体的な計画に長時間保育の子どもについて環境整備や保育士との個別的な関わりなど「子どもが負担なく落ち着いて過ごせるようにする」と明記しています。乳児と幼児の異年齢の関わりが持てるよう職員間で密に連携を取り、環境作りに配慮しています。各職員が子ども一人ひとりの送迎時間を把握し体調や疲れに留意しています。保護者からの伝達事項や園からの出来事を各クラスの伝達表に記入し、職員間で引継ぎを行ったり、連絡帳アプリを利用しています。

第三者評価結果

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画に「小学校との連携(接続)」や「小学校以上との連携に鑑みて」とあり、月間指導計画書にも「小学校に向けて心の準備をして緊張感を持つ」と明記しています。小学校の授業見学、校庭遊びを体験しました。職員は市が主催している幼保小連携の研修「架け橋期のカリキュラム」に参加して情報交換を行っています。5歳児クラスの担任が子どもの様子をまとめた児童保育要録を作成し、子どもが入学する小学校へ送付しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
-----	------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康管理マニュアルがあり、一人ひとりの子どもの食事、睡眠、温度・湿度、水分補給、アレルギーの対応など健康状態を把握しています。登園時の検温や保護者から報告のあった子どもの体調面を伝言ボードに記入し、担任に伝達しています。体調悪化やけがをした子どもの様子を保護者に伝えるとともに保健日誌に記録し、翌登園時に保護者にその後の様子を聞き取っています。保健年間計画やほけんだよりにて子どもの健康に関わる情報を発信しています。研修「入浴時の事故や疾病への対応」に参加し、報告書を回覧しています。乳児は5分おき、1, 2歳児は10分おき、幼児は20分おきに触診、ブレスチェックの午睡チェックを行っており、うつ伏せ寝をしている子どもは仰向けに戻しています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
 - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

0歳、1歳児は年4回、2歳児以上は年2回の健康診断と、全園児年2回の歯科健診を行っています。受診できなかった子どもは園の嘱託医へ受診してもらうように保護者へ案内し、結果を園が確認しています。健康診断や歯科健診の結果を記載した用紙を保護者へ渡して報告し、家庭での生活に役立つように配慮しています。また、園では健診結果を台帳に記録し、管理しています。予防接種をした際には保護者が園へ報告し、職員が台帳に記録しています。子どもの継続的な発育・発達状況を管理しています。

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

「食物アレルギー対応マニュアル」があり、「乳・卵アレルギー献立表」を作成しています。熱性けいれんがある子どもの保護者が主治医から指示を受け、投薬指示書や薬情の控えをもらい、園で保管しています。アレルギー疾患の子どもの食事のトレーは誰が見てもわかるように色分けを行い、テーブルを固定したり使用するエプロンやダスターの色も変えるなど配慮しています。職員は市のキャリアアップ、ステップアップ研修「アレルギー疾患の理解と対応」を受講し知識や情報を得ています。職員は新年度、幼児に向けてアレルギー疾患について説明をしています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

全体的な計画や年間計画に「5領域との相関性を構築する」「栄養バランスを考えた自園給食の提供」などの食育の推進を明記しています。一人ひとりの子どもに合わせ、アレルギー対応の献立や離乳食の調理を行っています。食育計画があり、乳児は野菜の皮むきや幼児は調理に参加し食について関心が深まる取組を行っています。子どもたちは、給食室の日々の調理の様子を見る事が出来ます。盛り付けは、子どもたちが自ら栄養士に食事の量を伝えています。食育への取組の一つとして、三大栄養素を表にして壁に貼り、子どもたちはいつでも確認することができます。昼食のサンプルを玄関に展示し、保護者も当日の食事内容を確認することができます。保護者へ向けて普段、子どもたちが食べている給食の試食会の日を設けたり、給食便りを通じて園の食への取組の理解を得られるように工夫しています。

第三者評価結果

A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

離乳食の進み具合などは家庭と連携し、子ども一人ひとりの発育状況にあった調理の工夫をしています。乳児は目視で残量をチェックしています。幼児の食事はバイキング形式で、子どもが直接調理員や栄養士に自分が食べられる量(盛り付け量)をリクエストしているため、残食の調査記録を設けていませんが子どもたちの反応を直接見て調理の工夫に反映しています。栄養士は保護者アンケートから世界の料理や郷土料理などを献立に取り入れ、子どもたちへ献立や食材の話をしています。衛生管理マニュアルを整備しており、調理室の点検や調理業務後のチェックを行うなど、適切な衛生管理を行っています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

連絡帳(ミラツツシステム)にて家庭と園の子どもの睡眠時間、排便や食事量などの生活の様子を情報共有しています。個人面談では子どもの発達過程や保育方針などを伝え、保護者の思いなどを聴取し、理解を得られるよう家庭と連携しています。また、年度初めにクラスごとに保護者会を開催し園の方針、ルールや活動内容を伝えています。各行事や保育参観などを通して子どもの成長を共有しています。個人面談や保護者会の内容を記録しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - オ 相談内容を適切に記録している。
 - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

職員は日頃から保護者とコミュニケーションをとり、信頼関係を構築する取組を行っています。連絡帳などを通して質問があった際には必ず返事を書き、同じ内容を口頭でも伝えていきます。保護者からの申し出や担任からの提案で面談を行う機会を設けています。電話やシステムを利用し、相談に応じることもあります。面談内容は記録し、職員間で共有しています。保護者と職員の口頭での相談などは記録してはいませんが、大きな問題は園長、主任、副主任に報告するよう「職員ルール」の「保護者の対応」に明記し、保護者支援の体制を整えています。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
-----	--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待等を見逃さないように登園時や保育生活の中でこまめに視診を行っています。虐待が疑われる際は園長、主任、副主任など情報が速やかに届くようになっており、マニュアルを整備しています。一部の職員は外部研修に参加しますが園内研修は実施していません。職員は保護者へ登園時や降園時に、子どもへの虐待予防のため相談しやすい環境作りを行っています。日頃から虐待の兆候を見逃さないよう、職員間で連携し細かな注意を払うようにしています。児童相談所と連携を取り、情報交換を行っています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

保育士が保育の計画や記録を通して子どもの成長や自らの保育実践を振り返るのではなく、園の職員として規則等が守られているかの自己点検を行っています。保育士の自己点検とは別に、園の自己評価には保育の方法と環境について記載しています。職員の自己評価は年に1回行っています。自己評価をもとに園長と良いと思う点と改善する必要があると思う点について面談を行い、専門性の向上に取り組んでいます。職員はクラス会議やケース会議で自身の考えを提案し、話し合いを行いより良い保育実践に繋げています。



株式会社フィールズ
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp

